

2020（令和2）年度 東北大学法科大学院入学試験（追加募集）

試験科目：民事法（民法）

以下の【第1問】から【第4問】までのすべての問いに答えなさい。

なお、解答に際して民法の条文を参照する必要がある場合には、『ポケット六法 令和2年版』の395頁から528頁（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正後の規定）を参照し、そのうちの第5編（相続）の傍線が付された条文については、点線の枠内の条文（民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）による改正前の規定）を参照しなさい。

【第1問】（解答は12行程度で行いなさい。）

A（30歳）は、自宅から父親B（70歳）の実印を持ち出して委任状を偽造するなどし、Bの代理人と称して、Bの所有する甲土地をCに売り渡した。このとき、Cは、AがBの代理人ではないことを知らなかったが、知らないことについて過失があった。その後Aが死亡し、Bがその唯一の相続人となった。Cが、Bに対して、甲土地の所有権移転登記に応じるように求めたところ、Bは、「あれはワシの知らないうちに息子が勝手にやったことだ」と返答し、登記手続には応じずにいる。この場合において、CがBに対してなんらかの請求をすることができるか否か（なんらかの請求ができるとすればその内容）を論じなさい。

【第2問】（解答は5行程度で行いなさい。）

民法210条に基づく隣地通行権と同法280条に基づく通行地役権の異同について説明しなさい。

【第3問】（解答は8行程度で行いなさい。）

債権者代位権を用いることによって代位債権者は、事実上、他の一般債権者に優先して弁済を受けたのと同じ結果を得ることができると言われている。①これは、どのような仕組みを通じてできるのかを説明しなさい。②そうした事実上の優先弁済効を債権者代位権の制度趣旨の観点から論評しなさい。

【第4問】（解答は5行程度で行いなさい。）

損益相殺とは何か、具体例を挙げて説明しなさい。